

---

## 平成22年第2回玖珠町議会定例会会議録(第6号)

---

平成22年3月26日(金)

---

### 1. 議事日程第6号

平成22年3月26日(金) 午前10時開議

- 第1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑
  - 第2 討論
  - 第3 採決
  - 第4 議員派遣について
  - 第5 委員会の継続審査の付託について
  - 第6 議員発議
    - ・意見書(案)の提出について
- 

### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑
  - 日程第2 討論
  - 日程第3 採決
  - 日程第4 議員派遣について
  - 日程第5 委員会の継続審査の付託について
  - 日程第6 議員発議
    - ・意見書(案)の提出について
- 

出席議員(16名)

1 番	佐藤左俊	2 番	尾方嗣男
3 番	菅原一	4 番	柳井田英徳
5 番	工藤重信	6 番	河野博文
7 番	高田修治	8 番	宿利俊行
9 番	松本義臣	10 番	清藤一憲

11番	江藤徳美	12番	秦時雄
13番	日隈久美男	14番	後藤勲
15番	片山博雅	16番	藤本勝美

欠席議員（なし）

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	小川敬文	議事係長	穴井陸明
------	------	------	------

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	朝倉浩平	副町長	太田尚人
教育長	本田昌巳	総務課長	松山照夫
財政課長	帆足博充	地域力創造課長	河島広太郎
税務課長	帆足一大	福祉保健課長	日隈桂子
住民課長	横山弘康	建設課長兼 公園整備室長	梶原政純
農林業振興課長兼 農業委員会 事務局長	宿利博実	商工観光振興 室長	湯浅詩朗
水道課長	村口和好	会計管理者兼 会計課長	麻生太一
人権同和啓発 センター所長	飯田豊実	学校教育課長	穴本芳雄
社会教育課長兼 中央公民館長	大蔵順一	学校教育課参事兼 学校給食センター所長	野田教世
わらべの館館長	中川英則	行政係長	山本恵一郎

---

午前10時00分開議

○議長（藤本勝美君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持込みは禁止されていますので、ご協力願います。

ただ今の出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

## 日程第1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑

○議長（藤本勝美君） 日程第1、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長松本義臣君。

○総務常任委員長（松本義臣君） おはようございます。

総務常任委員会報告をいたします。

平成22年第2回玖珠町議会定例会において、総務常任委員会に審査の付託を受けました議案6件について、3月11日執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

### 1 議案第5号 玖珠町職員の給与の特例に関する条例の制定について

本案は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における玖珠町職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給料の月額について、基礎給料月額に100分の3を乗じて得た額をそれぞれ減じて得た額とする。また、同項第2号に掲げる職員の給与も一般職員等の例に準じた額とするものであり、玖珠町職員の給与の特例に関する条例（平成21年玖珠町条例第1号）を廃止し、玖珠町職員の給与の特例について定めるものであります。平成21年度で「行財政改革推進5か年計画」が終わり、その検証等行うため平成22年4月1日からの1年間、職員の給料について特例措置を講ずるものであります。

委員より、年間の給料削減合計額は約2,000万円程度とのことであるが、その金額をどのように予算的に反映しているのか見えない、その努力が見えるような表現をしていくべきだとの意見がされました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

### 2 議案第6号 玖珠町自治委員設置及び自治区活動活性化条例の一部改正について

本案は、本条第4条第3号中「町税その他」を「町税を除く」に改めるものであり、自治委員の処理条項から、町税の告知書の配布及び納付に関するものを削除するものであります。

委員より、各自地区では高齢者が増加し、自治委員の仕事も多種多用であり処理に苦慮している現状である。納税組合は必要であり滞納を防止している効果は大きいと考える。納税組合への手当等見直しができるものであるならば検討してほしいとの意見が出されました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

### 3 議案第7号 玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

本案は、玖珠町非常勤特別職及び地方自治法、地方公務員法、地方税法等の規定に基づく出頭者の報酬及び費用弁償の額を、規定により定められている額から当該額に10%カットして得た額とする。平成17年度から取り組んでいる「行財政改革推進5か年計画」が本年度で終了するにあたり、平成22年4月1日からの1年間、引き続き経常経費削減のため特例措置を講ずるものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

#### 4 議案第8号 証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

本案は証人等の実費減少の額を、規定により定められている額から当該額に10%カットして得た額とする。平成17年度から取り組んでいる「行財政改革推進5か年計画」が本年度で終了するにあたり、平成22年4月1日からの1年間、引き続き経常経費削減のため特例措置を講ずるものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

#### 5 議案第9号 玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の一部改正について

本案は町長、副町長、教育長の給与について、平成17年度から取り組んでいる「行財政改革推進5か年計画」において、特別職については各々規定に定められている別表の額からカットを実施してきた。町長については、別表の額から当該額に100分の10を乗じて得た額を、副町長及び教育長については当該額に100分の5を乗じて得た額をそれぞれ減じて得た額とし、平成22年4月1日からの1年間、減額措置を講ずるものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

#### 6 議案第10号 玖珠町職員の旅費に関する条例の一部改正について

本案は玖珠町特別職及び職員の旅費の支給について、職員については、日田玖珠管内は支給対象外とし、その他の県内日当を1,000円、県外日当を3,000円、県内宿泊料8,500円、県外宿泊料を1万800円、また、第18条但し書きの適用はないとするものであります。また、町長、副町長、教育長については、日当を支給しないとの改正であり、平成22年4月1日からの1年間、経常経費削減のため特例措置の継続を講ずるものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案6件について、審査の結果の報告を終わります。

○議長（藤本勝美君） 総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長宿利俊行君。

○産業建設常任委員長（宿利俊行君） 皆さんおはようございます。

産業建設常任委員会報告をいたします。

平成22年第2回玖珠町議会定例会において、産業建設常任委員会に審査の付託を受けました議案4件、陳情1件について、3月11日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第11号 玖珠町道路占用料徴収条例の一部改正について

本案は、道路の占用料の額を改正するものであります。

審査の中で委員より、地価等の変更によって改正するのか等の質問が出され、執行部より、国・県の改正に基づいて行うものであるとの説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第15号 町道路線の廃止について（その1）

本案は、町道深耶馬線で、県道森～耶馬溪線の元県道で平素は使用されてなく、崩落等危険もともなうことや、交付税等の観点から廃止するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第16号 町道路線の廃止について（その2）

4 議案第17号 町道路線の認定について

以上2議案は関連がありますので、一括して審査を行いました。

執行部より、大字小田中通から万年山牧場までを一旦廃止し、万年山牧場から花下農免農道までの1,550mを追加し、町道路線として再認定するものであるとの説明があり、委員より、県道山浦線の災害や道路の通行止め等が発生した場合の唯一の迂回路として重要であり、町道として維持管理することが適当であるとの意見が出されました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 陳情第3号 肉用子牛価格低迷時における畜産農家支援陳情書

本陳情は、玖珠町和牛育種組合長衛藤 昇氏外3名より提出されたものであります。

執行部より、本陳情の内容は本定例会開会日に議決した議案第20号、平成21年度一般会計補正予算の肉用牛繁殖農家支援緊急対策事業で4,360万8,000円を原案可決していただいた内容であるとの説明がありました。

審査の結果、本陳情は「みなし採択」とすべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託を受けました議案4件、陳情1件につきまして、審査結果の報告を終わります。

○議 長（藤本勝美君） 産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番河野博文君。

○6 番（河野博文君） 6番河野です。

この議案第15号のですね、町道路線の廃止のところで、県道森～耶馬溪線の元県道の部分でそれが町道になっておりまして、それを廃止するというところでございますけど、今、実際このところは風倒木なんかがね、たくさん置いてあって、この後の管理ちゅうのはどのような形にもっていくんか、

町道を止めて、その辺は審議されましたか。

○産業建設常任委員長（宿利俊行君）　ここはですね、今、県道森～耶馬溪線ですね、玖珠町の方から行きますとトンネルがありますね。あそこから左へ回って行く道がなんですけどですね、現在そういったものがあるかどうかというのは、説明はございませんでした。

○議　長（藤本勝美君）　ほかにありませんか。

（な　し）

○議　長（藤本勝美君）　質疑なしと認めます。

産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長河野博文君。

○文教民生常任委員長（河野博文君）　文教民生常任委員会報告を行います。

平成22年第2回玖珠町議会定例会において、文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案2件と請願1件について、3月11日執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第12号 玖珠町出産祝金等支給条例の一部改正について

本案の条例改正の主な要因は次代を担う児童を確保するため、出産祝金の充実を図り、保護者の子育てを支援する為に条例の一部改正を行うものであると説明がありました。

委員より、①21年度は何名ぐらいを予定しているか。また、②商品券の内容についての質問がありました。

執行部より、①21年度の出産推計は155名を予定している。また、②商品券は子どもを出産することにより必要な品物を購入する為に使用でき、該当する店は町内の子ども用品取扱の41店舗であると説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第13号 玖珠町B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案の条例改正の主な要因は、地方自治法第244条第2項及び第3項の規定に沿って、条例の一部改正を行うものであります。内容は、玖珠町B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例の第7条第3号にある、特定の政党や宗教などの宣伝及び活動を目的に利用しようとする個人及び団体を除外するという部分を、B & G海洋センターが公の施設であることから削除したいというものであります。

委員より、地方自治法第244条が改正になったのかと質問が出され、執行部より、地方自治法第244条の改正はないが、公の施設管理に関する解釈・判例等から「B & G海洋センター設立当初は財団が管理していたが、その後、町が管理するようになってからは、地方公共団体が管理する公の施設であると考えられる」ので、その解釈・判例等に沿ってその項目を削除したほうが良いと判断したと説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 請願第1号 保育所・児童入所施設的环境改善を求める意見書の提出に関する請願書  
審査の結果、本請願は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、文教民生常任委員会に付託を受けました議案2件と請願1件について、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤本勝美君） 文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。  
文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員会委員長菅原 一君。

○予算特別委員長（菅原 一君） おはようございます。予算特別委員会報告を行います。

平成22年第2回玖珠町議会定例会において、予算特別委員会に審査の付託を受けました議案第26号から議案第33号までの8議案について、3月15日、16日の2日間、執行部出席のもと、審査した結果を報告します。

付託されました8議案は、平成22年度一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の当初予算であり、議案ごとに主管課長より予算概要の説明を求め、質疑、審査を行い、全委員から熱心で真摯な質問や意見・要望が出されました。

なお、平成22年度継続事業として予定をしています玖珠自治会館建設事業及び北山田小学校校舎危険改築事業の現地踏査を行いました。

#### 1 議案第26号 平成22年度玖珠町一般会計予算について

平成22年度玖珠町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ79億3,000万円で、前年度対比2億7,000万円の減額であり、3.3%の減であります。

これは、国の公共事業の見直しに係る総合運動公園建設事業や辰ヶ鼻帆足線歩道改修事業を継続検討とし、補正予算対応としたことによるものが大きな要因です。

財源の構成比は、一般財源67.3%、特定財源32.7%、自主財源25.6%、依存財源74.4%となりました。

科目別歳入内訳では、町税は15億2,896万円で前年度より1,591万8,000円減額の対前年比1.0%の減であり、景気低迷による町民税の減額が大きな要因となっております。地方交付税は28億1,300万円で前年度より9,200万円増額の対前年比3.4%の増、国庫支出金は11億5,820万4,000円で前年度より1億4,037万3,000円増額の対前年比13.8%の増であり、子ども手当給付費2億7,034万7,000円の増、都市公園等総合補助事業補助金など総合運動公園建設事業に係る補助金1億4,891万8,000円の減などが主な要因です。県支出金は8億7,089万7,000円で前年度より1億7,448万4,000円減額の対前年比16.7%の減であり、強い農業づくり交付金3億4,284万6,000円の減、

ふるさと雇用再生特別交付金及び緊急雇用創出事業補助金 1 億4, 454万4, 000円の増などが主な要因です。繰入金は9, 905万2, 000円で、前年度より 1 億6, 770万6, 000円減額の対前年比62. 9%の減、諸収入は 1 億2, 264万9, 000円で、対前年比57. 3%の減、町債は 6 億6, 040万9, 000円で対前年比11. 4%の増等であります。

科目別歳出内訳では、総務費は14億9, 028万5, 000円で玖珠自治会館建設事業の計上などにより、前年度対比では7, 982万9, 000円 (5. 7%) の増、民生費は19億3, 753万8, 000円で前年度対比では 2 億2, 176万9, 000円 (12. 9%) の増であり、子ども手当の支給開始による増額であります。労働費は 2 億2, 044万7, 000円でふるさと雇用再生特別交付金事業などの雇用対策事業を拡大して、前年対比では 1 億6, 202万9, 000円 (277. 4%) 増と大きく伸びております。農林水産業費は 5 億3, 857万8, 000円で、畜産業費の強い農業づくり交付金事業や畜産振興基金の積立金の減少などにより、前年度対比 5 億4, 055万2, 000円 (50. 1%) の減と大きく減額となりました。土木費は 4 億8, 686万5, 000円で長門線の道路改良事業費の減少や特定防衛施設周辺整備事業の整備路線の減少等により前年度対比で 4 億907万6, 000円 (45. 7%) の減、教育費は11億6, 476万円で、北山田小学校校舎の建替えにより前年度対比 1 億3, 484万円 (13. 1%) の増、公債費は 7 億5, 545万1, 000円で、前年度対比7, 960万4, 000円 (11. 8%) の増、等となっております。

審査中に出された質疑応答、意見の主なものは、次のとおりです。

(問) 町税が前年度当初より1, 591万8, 000円の減となっているが理由は。

(答) 景気低迷による町民税の減額が大きな要因です。

(問) 地方交付税が9, 200万円の増となっているが、政権交代の影響があったのかどうか。

(答) 地方交付税の伸びは、国において国税の減収はあるが、地方財政計画では前年度より6. 8%の増、1兆1, 000億円の増額が確保されている。収入の落込みの大きい市町村に配分が増えるが、試算により3. 4%の増を見込んで計上している。

(問) 子ども手当の関係で、支給対象の変更があった場合の対応は。

(答) 2, 215名分を計上している。転入転出、誕生・出生等で対象者変更は補正で調整する。(中学校は国庫、その他は児童手当との調整により国・県・町負担となる)

(問) 入湯税は減額計上だが、どうしてか。

(答) 入湯税は業者が入浴客から特別徴収して納税するもので、昨今の景気低迷の影響を考慮して当初見込額を抑えている。

(問) 町税等の税の滞納が増えているが、その対応策は。

(答) 滞納金の徴収に努力しているが、生活困窮、住所不明、換価(価値なし)など、徴収見込みのないものについては税法に基づいて不納欠損を行っている。徴収の取組みについては、21年度は県に徴収委託をして、町職員では滞納しにくい箇所の徴収をお願いしたり、また、22年度は県税事務所の職員を派遣してもらい、半年間徴収事務を行って頂くことにしている。その中で徴収のノウハウを得たい。

(問) 町営住宅駐車場使用料93万3,000円はどこの分か、他の状況は。

(答) エコ・タウン今村の49台分です。条例によりエコ・タウン今村のみ駐車場使用料を徴収している。他のところは今後検討したい。

(問) 過年度住宅費使用料が計上されているが、家賃の滞納徴収は誰が行っているのか。

(答) 建設課職員が徴収に行っている。

(問) 電源立地地域対策交付金の今後の見通しは。

(答) 平成22年度末をもって交付期限を迎える。この制度の継続要請の意見書を出して頂きたい旨、議会にお願いしている。

(問) 平成22年度の雇用対策はどうなっているか。

(答) 平成22年度の雇用は95名を予定している。事業費は観光6事業20.0%、農林業・産業9事業45.4%、教育6事業17.1%、その他9事業16.8%です。

(問) 財産売払収入の立木売却分はどうなっているか。

(答) 公有林整備利用間伐分8haとモラロジー跡利用間伐分1ha。453万6,000円を予定している。

(問) 公有地の財産管理をしっかりと管理すべきでは。

(答) 地形図に字図をおとす作業を現在行っている。境界そのものの確認は、地図におとして対応できるよう準備している。

(問) 国税連携業務委託料105万円の内容は。

(答) 平成23年1月から確定申告データ及びイータックスで提出された決算書データについては、地方税電子化協議会のエルタックスを通じてデータ交付となる。各市町村でデータの受入が出来るようになる。その準備のため計上している。

(問) 建設中の玖珠自治会館には外からのトイレがないが、玖珠公民館を取り壊すと身障者トイレがなくなる。新設するのか。

(答) 現段階では既存のものを継続して使用する予定であるが、跡地利用として公園の計画もあり、その中で身障者トイレを検討したい。

(問) 万年山の山開きに昨年ワッペンなどが不足したが、多めに出来ないか。

(答) 昨年は増版して観光協会に問い合わせのあった分は送付した。駐車場の整備やペナント等を充実させていきたい。

(問) 上水の第2次拡張工事で町道を掘削して段差ができたところがある。それを把握しているか。

(答) 確認している。内部協議を行っているところです。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

## 2 議案第27号 平成22年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算について

平成22年度の予算総額は歳入歳出それぞれ21億6,575万6,000円で、対前年度当初予算比較3,432万8,000円、(約1.5%)の減であります。

減額の要因は歳出見込み額の単に減額によるものでなく、国保税収入や各種交付金の歳入として見込める額が減少傾向にあること等が上げられます。このような状況の中、平成20年度から始まった特定健診・特定保健指導の受診率等を上げることにより、病気の早期発見・早期治療による健康づくりを進め、医療費全体を抑制するための事業推進を行うとのことでもあります。今後も保健事業の一層の推進を図り、医療費の抑制に向けた取り組みが重要です。

歳入の主な内訳は、国民健康保険税4億6,675万4,000円、国庫支出金6億3,200万7,000円、前期高齢者交付金4億8,194万7,000円、共同事業交付金2億8,177万8,000円であります。また、歳出の主な内訳は保険給付費14億2,284万円、後期高齢者支援金等2億5,363万5,000円、介護保険納付金1億1,010万7,000円、共同事業拠出金3億3,856万8,000円であります。

審査中に出された質疑応答、意見の主なものとして

(問) 被保険者数は。

(答) 10月末で5,683人です。

(問) 国民健康保険基金の残高は。

(答) 平成20年度末で1億7,307万4,000円です。

(問) 医療費抑制のための事業効果について

(答) 評価は難しいが、特定健診により早期発見・早期受診につながったことや、特定保健指導により改善をみている。また、健康づくり推進協議会では、20年間の継続した活動により成果をあげている。高齢者については、介護保険の予防事業と併せて、地域での閉じこもり予防活動を展開している。

また、国保税の徴収については、過年度を含め極力、収納率を上げるよう努めてくださいとの意見がだされました。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

### 3 議案第28号 平成22年度玖珠町簡易水道特別会計予算について

平成22年度予算総額は歳入歳出それぞれ4,573万円で、前年度比較では474万円の減であります。

19年度に実施した補償金免除繰上償還により一部の起債の償還期間を短縮した関係等であります。本年度見込みの給水区域内人口1,589人、給水人口1,245人、給水区域内戸数544戸、給水戸数470戸、普及率78%であります。

審査中に出された質疑応答の主なものとして

(問) 水道使用料が減額になった要因は。

(答) 景気悪化で節約傾向にあり、基本料金内での戸数の増加が主な要因です。

(問) 一般会計から2,404万円繰入れがあるが。

(答) 一番主なものは人件費、起債の償還。償還については繰上げ分が平成23年に終了予定です。

平成24年度から170万円程度の償還額となります。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

#### 4 議案第29号 平成22年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

平成22年度の予算総額は歳入歳出それぞれ3億259万1,000円であります。

昭和48年度から昭和53年度にかけて「同和対策特別措置法」に基づき、対象地域の住民に住宅の新築・改修、宅地取得等の資金として貸し付けたもので、過年度の総額を基金積立金として計上しています。このような状況の中、一部には生活が困窮する中でも分割払いを継続して頑張っているケースもあります。今後とも国・県の動向や協議など重ねていく必要があります。

審査中に出された質疑応答、意見の主なものとして

(問) 分割払いを継続している債務者は何名いるか。

(答) 現在、7名です。

(問) 滞納者死亡の場合、後住んでいる人との再契約はどうなっているのか。

(答) 法律上、債務を引き継がない。そこには再契約は発生しない。

(問) 国・県に責任があり、一町での解決は不可。国・県を通じて解決していく以外はない。国・県の動きはどうか。

(答) 国の支援策に該当しない。

今後も分割払い等でねばり強く協議を行ない、回収に努めていただきたいとの意見が出されました。審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

#### 5 議案第30号 平成22年度玖珠町老人保健特別会計予算について

平成22年度予算額は歳入歳出それぞれ187万5,000円であります。歳入の主なものは、繰入金186万7,000円で、歳出の主な内訳は医療諸費187万2,000円であります。

老人医療制度は平成19年度で廃止され、後期高齢者医療制度に移行しましたが、老人保健特別会計は、過年度の医療費交付金等の精算やレセプトの過誤や返戻に対応するため存続され、22年度がその最終年度となり、その精算等に見込まれる諸費用の歳出とその財源の一般会計からの繰入に係るものであります。

特に質疑・意見もなく、審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

#### 6 議案第31号 平成22年度玖珠町介護保険事業特別会計予算について

平成22年度の予算額は、歳入歳出それぞれ16億9,671万5,000円で、前年度に比べ4,514万7,000円の増となり、対前年比2.73%の伸びであります。歳入の主な内訳は、保険料2億5,322万4,000円、国庫支出金4億7,340万8,000円、支払基金交付金4億9,036万円、県支出金2億916万2,000円、繰入金2億7,054万5,000円です。

歳出の主な内訳は、保険給付費16億2,031万円、地域支援事業3,847万円であります。本制度は施行から10年経過し、いろいろな角度から検討され、制度全般の見直しが行われてきました。特に、平成18年度からは「介護予防」に重点を置いた法改正がなされ、「玖珠町地域包括支援センター」を開設、「地域支援事業」を開始しています。

なお、平成22年度は、第4期事業計画の2年目であります。

1月31日現在の認定状況は、総人口1万7,929人、65歳以上の高齢者人口は5,356人で高齢化率29.9%、対前年比0.5ポイントの伸びとなっています。給付対象となる第1号被保険者数は、1月末現在5,413人、このうち要保護及び要支援認定者は1,078人で認定率19.9%、対前年比0.2ポイントの減少となっています。

次に平成22年度介護サービス事業勘定予算であります。本年度予算額歳入歳出それぞれ1,055万4,000円であり、対前年比5.08%の伸びであります。歳入の主な内訳は、サービス収入1,054万8,000円、歳出の主な内訳は、総務費464万1,000円、事業費431万1,000円であります。

歳入のサービス収入はケアマネジャーが作成した介護予防ケアプラン料であります。歳出の総務費はセンター運営費であり、事業費はケアプランの作成を委託した介護支援事業所への委託料であります。

特に質疑・意見もなく、審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

#### 7 議案第32号 平成22年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算について

平成22年度予算総額は歳入歳出それぞれ2億559万4,000円であります。歳入の主な内訳は、後期高齢者医療保険料1億4,878万2,000円、一般会計繰入金5,619万5,000円であります。歳出の主な内訳は、総務費177万8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金2億320万5,000円であります。

特に質疑・意見もなく、審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

#### 8 議案第33号 平成22年度玖珠町水道事業会計予算について

本案の玖珠町水道事業の業務予定量は給水戸数3,720戸、年間有収水量101万 $\text{m}^3$ 、1日平均給水量2,767 $\text{m}^3$ を基本に予算編成しています。

収益的収入及び支出の予算額は、それぞれ1億5,995万1,000円あります。

また、資本的収入は517万8,000円で、資本的支出は4,417万9,000円であり、この差額の3,900万1,000円は、当該年度損益勘定留保資金で補填をします。独立採算が原則の企業会計において、主たる財源は水道使用料であります。

審査の中で、受託給水工事での配水管敷設工事代金の地元負担金や水道給水区域拡大などの質問や要望と水道使用料の未収金の徴収に最大に努力し、実績を上げるよう意見が出されました。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会に審査の付託を受けました議案8件の審査結果の報告を終ります。

なお、平成22年度予算審議に当って、予算特別委員会の委員から出された様々な質疑、意見、要望については、これを真摯に受止め、予算の執行に反映されるよう申し添えます。

以上であります。

○議長（藤本勝美君） 予算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番後藤 勲君。

○14番（後藤 勲君） 14番後藤でございます。

議案第26号、平成22年度玖珠町一般会計予算について質問をさせていただきます。

審査中に出された質疑応答、意見の主なものは次のとおりですということでありましたけれども、この中には含まれておりませんが、予算の概要の説明の中で説明があったのではないかなというふうに思いますので、質問をさせていただきます。それは、メルヘン大使に対する予算でございます。今年、我が町にとって大切な記念すべき年でもあり、私自身は、現在のメルヘン大使プラス2、3名のメルヘン大使が増えるんじゃないかなというふうに思っているわけでございますけれども、このメルヘン大使に対してどのような予算組みをされておるのか、私自身気になっておるところでございますが、説明があったと思いますので、その辺のところをお尋ねいたします。

○議長（藤本勝美君） 予算特別委員会委員長。

○予算特別委員長（菅原 一君） メルヘン大使についての部分についての説明は、特にありませんでした。

○議長（藤本勝美君） 14番後藤 勲君。

○14番（後藤 勲君） 後藤です。

今のメルヘン大使についてでございますけれども、私は、メルヘン大使は私たちの町の活性化のためにご助言をいただき、また、町のPRをしていただいている大切な大使であるというふうに認識しております。そこで、本年度のメルヘン大使に対する予算はどのようになされているのかをご確認いただき、また、執行部の方に、より充実したメルヘン大使のあり方をお願いしたいという意見を予算特別委員会として述べておいていただきたいというふうに思いますが、いかがでございますでしょうか。

○議長（藤本勝美君） 委員長。

○予算特別委員長（菅原 一君） 内容についての説明はなかったんですけど、後藤議員からのその旨のことがありますので、後ほど委員長として申し渡しておきたいと思います。

○14番（後藤 勲君） よろしく願いいたします。

○議長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

9番松本義臣君。

○9番（松本義臣君） 9番松本です。

予算委員会非常に項目が多いので、問いの答えにしてもですね、ほんとに概略的なもの、ほんとに主なものだと思います。今回の当初予算では、たぶん子ども手当が一番の目玉かなと私思います。その中で2点ばかりですね、どういった協議が、たぶんされたと思いますが、もしされてれば、そういった協議の内容をお知らせいただければありがたいと思います。

1点目がですね、予算書を見ますと一般財源が入ってます。それで、これで私も、これ国の施策ですから100%国の関係でやるのかなと思っておったんですが、そこいらの質疑とかそういったのがあったかどうかですね。

もう1つは使途でありますけれども、子ども手当は、あちこち私も考えておるのはですね、現金を

そのまま送るということになりましようけれども、学校の中で給食費に充てるとか、また体育の衣服とかそういったところに、もう直接町が一応担当してですね、そして現物そういったこともするとか、そういったいろんなことが議論されたかと思えますけれども、もしそういったところがあればお聞かせください。

○議 長（藤本勝美君） 予算特別委員長。

○予算特別委員長（菅原 一君） 子ども手当の部分で、最初の分ですけどが、それは今の報告の2ページですね、2ページの中に（問）と（答）ちゅうようなことで上げさせていただいておるんですけど、人員とですね、括弧書きにしておる部分が、まさにその部分に該当するわけですね、今言われたのは、特定財源の中で一般財源の部分は出ているんじゃないかちゅうようなことでしょうけど、この括弧書きはまさにそういう部分であります。

使途についてはですね、これは親に支給されるちゅうようなことですね。だから委員会の中では、そこまでの議論はなかったというようなことですね。よろしいですか。

○議 長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

予算特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で各委員長報告に対する質疑を終わります。

## 日程第2 討論

○議 長（藤本勝美君） 日程第2、これより討論を行います。

議案第5号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 議案第6号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 議案第7号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 議案第8号に対する反対意見の発言はありませんか。

- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第9号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第10号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第11号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第12号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第13号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第15号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第16号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第17号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。

- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第26号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第27号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第28号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第29号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第30号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第31号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第32号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第33号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 以上で討論を終わります。

### 日程第3 採決

○議長（藤本勝美君） 日程第3、これより採決を行います。

議案第5号は条例の制定についてであります。反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

議案第5号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（藤本勝美君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決定します。

次に、議案第6号から議案第13号の8議案は、条例の一部改正についてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

議案第6号から議案第13号までの8議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（藤本勝美君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第6号から議案第13号までの8議案は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第15号は、町道路線の廃止について（その1）であります。反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

議案第15号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（藤本勝美君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第16号は、町道路線の廃止について（その2）であります。反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

議案第16号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(藤本勝美君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第17号は町道路線の認定についてであります。反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤本勝美君) 異議なしと認めます。

議案第17号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(藤本勝美君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第26号は、平成22年度玖珠町一般会計予算についてであります。反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤本勝美君) 異議なしと認めます。

議案第26号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(藤本勝美君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第27号から議案第33号までの7議案は、平成22年度特別会計及び水道事業会計の予算であります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤本勝美君) 異議なしと認めます。

議案第27号から議案第33号の7議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(藤本勝美君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第27号から議案第33号の7議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めます。

お諮りします。

人権擁護委員候補者に吉ヶ江 哲君を適任とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めることについては、吉ヶ江 哲君を適任とすることに決定しました。

次に、常任委員会に審査の付託を行いました請願1件、陳情1件について、採決を行います。

請願第1号、保育所・児導入所施設の環境改善を求める意見書の提出に関する請願について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（藤本勝美君） 起立全員です。

よって、請願第1号は、採択することに決定いたしました。

次に、陳情第3号、肉用子牛価格低迷時における畜産農家支援陳情書の採決についてであります。平成21年度一般会計補正予算を原案可決しており、産業建設常任委員会委員長報告のとおり、「みなし採択」といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は、委員長報告のとおり、「みなし採択」と決定いたしました。

#### 日程第4 議員派遣について

○議長（藤本勝美君） 日程第4、議員派遣について議題といたします。

今定例会より6月定例会まで、別紙議員派遣について、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、本件は議決されました。

#### 日程第5 委員会の継続審査の付託について

○議長（藤本勝美君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査の付託について、お諮りいたします。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員長より、議会運営について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決定いたしました。

次に、基地対策特別委員会について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります継続審査の付託表のとおり、担当委員会に閉会中の継続審査を付託することに決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決定しました。

次に、高校再編問題特別委員会について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります継続審査表のとおり、担当の委員会に閉会中の継続審査を付託することに決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決定しました。

次に、道の駅・運動公園調査検討特別委員会について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります継続審査付託表のとおり、担当委員会に閉会中の継続審査を付託することに決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の審査の付託をすることに決定しました。

## 日程第6 議員発議

### ・意見書（案）の提出について

○議長（藤本勝美君） 日程第6、議員発議を議題とします。

お手元に配付してあります発議第2号及び第3号が提出されています。これを直ちに議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

初めに、発議第2号、保育所・児導入所施設の環境改善を求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者 6番河野博文君。

○6番（河野博文君）

発議第2号

平成22年3月26日

玖珠町議会

議長 藤本勝美 殿

提出者	玖珠町議会議員	河野博文
賛成者	々	工藤重信
	々	後藤勲
	々	高田修治
	々	秦時雄

保育所・児童入所施設的环境改善を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

保育所・児童入所施設的环境改善を求める意見書（案）

少子高齢化社会を迎えている中において、次世代育成支援は、国の喫緊の課題となっています。また、保育の実施義務がある地方自治体にとっても、最優先課題の一つとなっているところです。

このようなことから、子どもの福祉の向上に必要な保育所・児童入所施設の在り方については、少子化が進行し財政状況が厳しい地方自治体への配慮と、地域の保育機能の崩壊を防ぐことを重点に検討されなければなりません。

保育は、子どもに良好な育成環境保障し次世代の担い手を育成する法的性格を有するものです。

よって、国における保育制度の議論は、子どもの立場に立ち、下記の思考に配慮するよう強く要望いたします。

記

- 1 保育所・児童入所施設の設置及び運営に対し、必要な財源を確保すること。
- 2 保育所・児童入所施設の最低基準については、改善に向けて十分に配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月26日

大分県玖珠町議会

議長 藤本勝美

衆議院議長 横路 孝弘 殿

参議院議長 江田 五月 殿

内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿

厚生労働大臣 長妻 昭 殿

少子化対策担当大臣 福島 瑞穂 殿

以上でございます。

○議 長（藤本勝美君） ただ今、提出者から説明がありました。これについて質疑ありませんか。  
（な し）

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第2号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第2号、保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書（案）の提出について、反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

発議第2号について、賛成者の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議 長（藤本勝美君） 挙手全員です。

よって、本意見書（案）は、可決されました。

次に、発議第3号、電源立地地域対策交付金制度の期間延長等を求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者 9番松本義臣君

○9 番（松本義臣君）

発議第3号

平成22年3月26日

玖珠町議会

議 長 藤 本 勝 美 殿

提出者	玖珠町議会議員	松 本 義 臣
賛成者	々	菅 原 一
々	々	日 隈 久美男
々	々	清 藤 一 憲
々	々	佐 藤 左 俊

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書（案）

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分（水力交付金）は、水力発電ダムに関わる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上と電源立地の円滑化に資することを目的に創設されたものであり、関係市町村では、この水力交付金を活用し、防火水槽や防災無線等の公共施設の整備、診療所や保育園の運営費等への充当による住民生活の利便性向上を図っているところである。

しかしながら、現在の制度では、交付対象市町村の多くが、まもなく最長交付期間の30年を迎えることとなるが、その場合、水力発電施設の円滑な運転継続や新規の電源立地に支障が生ずることが危惧される。

豊富な水資源に恵まれた我が国において、水力発電は、原子力発電や火力発電に比べ、環境への負荷が少なく、再生可能なエネルギーとして、これまで電力の安定供給に大きく寄与してきたが、その背景には、水力発電施設の建設に協力してきた関係市町村の貢献があることを十分認識すべきである。

よって、国におかれては、平成22年度末をもって多くの関係市町村で交付期限を迎える水力交付金について、過去30年間にわたる交付実績や、今後とも安定的な水力発電を維持する必要があること等を考慮の上、平成23年度以降は恒久的な制度とすること、及び原子力発電交付金との格差を踏まえた交付金の最高限度額及び最低保証額の引き上げなど、交付条件の改善や事務手続きの簡素化を図られることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月26日

大分県玖珠町議会

議長 藤本勝美

経済産業大臣 直嶋 正行 殿

財務大臣 菅 直人 殿

総務大臣 原口 一博 殿

以上であります。

○議長（藤本勝美君） ただ今、提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第3号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第3号、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書（案）について、反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

発議第3号について、賛成者の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（藤本勝美君） 挙手全員です。

よって、本意見書（案）は、可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

○議長（藤本勝美君） ここで町長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） お疲れ様でございます。

平成22年第2回玖珠町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思いますが、その前に諸般の報告を3点行います。

まず、教育関係の学力向上の取り組みについてであります。

ご案内のとおり、子どもに知・徳・体のバランスのとれた教育を保障するために、昨年11月、「玖珠町学力向上推進計画」を策定いたしました。当面の目標は、基礎学力を県平均に引き上げることで、新年度から具体的な取り組みを始めますが、寺小屋授業や小中連携事業など、可能なものはすでに前倒しで始めております。また、この学力向上推進計画や教員の研修組織の改善の取り組みが評価を受け、人事配置など大分県の全面的な支援で、4月より教育委員会内部に「玖珠町学力向上推進計画班」を設置することになりました。新しい取り組みが始まりますので、ご報告し、ご支援をお願い申し上げます。

次に、日出生台演習場における榴弾砲飛散事案に対する地元説明会の開催についてであります。

平成22年3月8日の相の迫分校におきまして、榴弾砲飛散事案に係ります203ミリ榴弾砲射撃訓練安全化施策についての説明会を開催いたしました。西部方面総監部より、町及び議会基地対策特別委員会及び地元3地区の関係者26名の方々にこれまでの経緯、発生した原因、今後の安全施策の説明が行われ、安全施策について住民の理解が得られれば、近いうちに203ミリ榴弾砲の射撃訓練を再開したいとの意向が伝えられました。町といたしましても、住民の皆さんの安心・安全が第一であり、今後、仮に訓練再開になったとしても、安全面についての最大限の配慮をしてほしいとの要請をしたところであります。また、平成22年3月25日、昨日でありましたが、日出生台南部地区住民の方々を対象にいたしまして、同様な説明会を開催したところでございます。

次に3月20日、玖珠町ふれあい森づくりの事業の第一弾といたしまして取り組んだ「大分県エネオスの森」の開所式について報告いたします。

今年度、町有林の復興と環境活動のフィールドの提供として、玖珠町ふれあいの森づくり事業をス

タートいたしました。この事業は、玖珠郡森林組合が主体となり、森林整備保全活動を実施するものであります。その活動に全国各地で森林の保全活動を続けている新日本石油株式会社エネオスの大分製油所、福岡支店の社員の家族の方約170名が、当日、ボランティア活動でケヤキ、山桜など400本の植樹や170本の椎茸のコマ打ちなどを体験いたしました。これからも定期的に森林保全活動や自然体験学習を行うもので、約9.1haの町有林を提供し、森づくり活動を行っていただくものでございます。今後、玖珠町の豊かな自然を楽しみながら森を育てること、参加者の皆さんの心が癒される交流が長く続くことと期待しております。

以上で諸般の報告を終わります。

さて、今定例会は去る3月5日から本日までの22日間の会期でありましたけれど、議員の皆様方には、年度末の公私ともお忙しい中にもかかわらずご出席いただき、ご提案申し上げた平成22年度一般会計当初予算案など合計31議案、そして人権擁護委員候補の推薦につきましても、審議をいただき、いずれの案件もご承認をいただきました。ありがとうございます。

今回の議会では、本会議をはじめ各常任委員会や予算特別委員会、議会全員協議会などにおきます審議や審査、協議の過程におきまして、本町が直面する様々な過程につきまして、議論と多くのご意見を賜ったところであります。重ねてお礼を申し上げます。拝聴いたしましたご意見、ご提言につきましては、これから真摯に受け止め、今後の町政執行にあたって生かしてまいりたいと考えております。

さて、今議会に提案いたしました、来年度の事業計画やそれに伴う予算編成など、私にとりまして初めてのことでありましたが、町長に就任して僅か1ヶ月間、明日の玖珠町のあるべき姿を思い浮かべながら編成してまいりました。この編成が、町民の皆様様に正確に伝わるか、あるいは町民の皆様の声というものが十分に反映できているかどうかということを考えますと、決して満足するものではありません。したがって、私はこの1年間を通じて町内の隅々をこの足で歩き、町民皆様のご意見を伺ってまいりたいと思っております。その結果、必要とあれば、事業の変更や予算の補正なり行ってまいりたいと思っております。

最後になりましたけれど、年度末における専決処分についてでございます。

例年のように、国・県補助金等の確定あるいは年度末の会計の精算などによります補正予算につきましては、必要に応じて専決処分をさせていただき、次期議会においてその詳細についてご報告を申し上げます。ご了承いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、3月この時期、今年はなにかと雨が多い季節となったようでありますが、時にはすでに春爛漫の季節であります。今日は万年山の上に雪が降ってございましたけど、積もってございましたけど、入学式あるいは入社式その他、そして農作業など1年の始まりのときでございます。議員皆様におかれましては、ご健康に留意され、引き続き町政のご協力をお願い申し上げます。閉会にあたってのご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（藤本勝美君） 閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

今定例会は、去る3月9日開会以来、本日まで18日間にわたり、議員各位はもとより、執行部におかれましては、終始極めて真剣なご審議をいただき、いずれも重要な案件を適切、妥当な結論を得まして、厚くお礼を申し上げます。加えて議会運営にご協力をいただき感謝を申し上げます。

さて、月が替わりますと新年度でございます。地方自治体を取り巻く情勢は大変厳しい激動の時代となっております。私ども議員もこの厳しい行財政の中、行政運営、議会運営に昼夜を問わず真摯に取り組んで、玖珠町政発展のため、執行部と一丸となり英知を振り絞り、この難局を乗り切っていかなばと考えているところであります。多様化する町民ニーズに対し、職責を果たしてまいりたいと思っ

ているところであります。これをもちまして、平成22年第2回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年3月26日

玖 珠 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員